

資 料

(令和4年(2022年)3月31日現在)

1 北海道教育委員会の組織

(北海道教育庁組織規則抜粋 令和3年(2021年)3月31日改正)

機 構

●各課所掌事務

総務政策局

総 務 課

- 1 教育委員会の会議及び委員に関すること。
- 2 教育委員会規則の制定及び公布に関すること。
- 3 教育長の人事（任免及び給与の支給を除く。）に関すること。
- 4 教育長の秘書に関すること。
- 5 事務局の職員及び道立学校以外の所管機関の職員の任免、分限（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1項又は北海道職員等の分限二冠する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2の規定による休職に限る。次号において同じ。）、服務、人事記録その他の人事（教職員局教職員事務課の所掌に属するものを除く。）、研修及び表彰に関すること。
- 6 道立学校の職員（教育職給料表の適用を受ける者を除く。）の任免、分限、服務、人事記録及び研修に関すること。
- 7 事務局及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の懲戒及び分限（地方公務員法第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職を除く。）に関すること。
- 8 公印を作成し、並びに教育委員会及び教育長の公印を保管すること。
- 9 事務局及び道立学校以外の所管機関の内部組織、職員の定数及び事務管理に関すること。
- 10 所管行政の事務能率の増進に関すること。
- 11 行政改革に関すること（他の本庁の課（幼児教育推進局幼児教育推進センターを含む。以下「他課」という。）の所掌に属するものを除く。）。
- 12 改善プログラムの推進管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 13 事務局及び所管機関の文書管理に関すること。
- 14 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関すること。
- 15 教育委員会規則案その他の重要文書を審査すること。
- 16 法制業務の総合調整に関すること（法令の解釈についての連絡調整を含む。）。
- 17 市町村の組合に係る知事の処分に関し、あらかじめ意見を述べる等の事務を行うこと。
- 18 市町村の教育委員会の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び援助を与えること。
- 19 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県

費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関すること。

- 20 公文書類を接受し、発送し、及び教育委員会公報を発行すること。
- 21 所管行政の情報公開及び個人情報の保護の総括に関すること。
- 22 教育委員会の予算案を作成する等予算の総括に関すること。
- 23 教育委員会所管の決算及び財務会計事務に関すること。
- 24 議会に関すること。
- 25 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与及び旅費の制度並びに職務の級及び号俸の決定に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 26 前各号に定めるもののほか、教育委員会の所掌事務で他の所掌に属しない事務を処理すること。
- 27 総務課担当課長は、総務課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
 - ア 教育委員会の会議及び委員に関すること。
 - イ 教育委員会規則の制定及び公布に関すること。
 - ウ 事務局及び所管機関の文書管理に関すること。
 - エ 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関すること。
 - オ 教育委員会規則案その他の重要文書を審査すること。
 - カ 法制業務の総合調整に関すること（法令の解釈についての連絡調整を含む。）。
 - キ 市町村の組合に係る知事の処分に関し、あらかじめ意見を述べる等の事務を行うこと。
 - ク 市町村の教育委員会の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び援助を与えること。
 - ケ 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関すること。
 - コ 教育委員会公報を発行すること。
 - サ 所管行政の情報公開及び個人情報の保護の総括に関すること。
 - シ 教育委員会所管の決算及び財務会計事務に関すること。
 - ス 事務局及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の懲戒及び分限（地方公務員法第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職を除く。）に関すること。

施 設 課

- 1 道立の文教施設の整備及び保全に関すること（学校教育局健康・体育課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 道立高等学校の水産に関する専門教育を行うための船舶（以下「実習船」という。）の建造及び整備に関する

こと。

- 3 事務局の職員及び所管機関の職員に貸与する住宅の整備及び管理に関すること。
- 4 教育財産の取得及び管理に関すること。
- 5 道立の文教施設の建築についての専門的技術的事項に関すること。
- 6 市町村立高等学校の施設に関し、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）による国の補助に関する事務を処理すること。
- 7 市町村立の文教施設の建築に関し、専門的技術的事項について審査を行い、並びに指導及び助言を与えること。
- 8 市町村立学校の施設及び設備に関し、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）その他の法律及び予算措置による国の負担及び補助に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 9 市町村立の小学校及び中学校の職員のための住宅の整備に関すること。

教育政策課

- 1 所管行政の基本的施策及び総合的な計画に関すること。
- 2 所管行政の総合調整に関すること。
- 3 教育委員会の所掌事務についての一般的調査統計及び基幹統計に関すること。
- 4 情報化の推進に関する企画及び総合調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 5 所管行政の広報、広聴及び相談に関すること。
- 6 道立学校の職員及び県費負担教職員の定数に関すること。
- 7 道立の特別支援学校の各部の学級の編制及びその変更に関すること。
- 8 市町村立の小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部並びに指定都市立特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更について届出を受け、市町村立の特別支援学校の高等部（指定都市立特別支援学校の高等部を除く。）の学級の編制及びその変更について認可を与えること。
- 9 北海道教育推進会議に関すること。

生涯学習推進局

社会教育課

- 1 生涯学習推進体制の整備についての調査、企画及び調整に関すること。
- 2 生涯学習推進体制の整備及び普及のための補助に関すること。
- 3 リカレント教育の推進についての調査、企画及び調整に関すること。
- 4 社会教育に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 講座の開設及び研究集会、講習会、展示会その

他の催しの主催又はこれへの参加に関すること。

- イ 通信教育及び視聴覚教育に関すること。
 - ウ その他社会教育の向上及び普及に関すること。
- 5 市町村における社会教育に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育に関する教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
 - イ 社会教育のための講座の開設及び研究集会、講習会、講演会、展示会その他の催しの開催並びにその奨励に関し、指導及び助言を与えること。
 - ウ 社会教育主事、社会教育委員、公民館の職員その他の社会教育関係職員の研究集会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
 - エ 社会教育主事その他の職員を派遣すること。
 - オ 社会教育のための補助に関すること。
 - 6 社会教育関係団体又は私立図書館（図書館同種施設を含む。）の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えること。
 - 7 子どもの読書活動の推進に関すること。
 - 8 社会教育のための補助及び学校教育における視聴覚教育のための補助に関すること。
 - 9 社会教育に関し、社会教育法（昭和24年法律第207号）その他の法律及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
 - 10 P T A・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）の規定に基づく共済事業に関すること。
 - 11 北海道生涯学習審議会及び北海道社会教育委員に関すること。
 - 12 北海道立生涯学習推進センターに関すること。
 - 13 北海道立図書館に関すること。
 - 14 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄及び北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者に係る事務及び専門的技術的事項に係る事務を行うこと。
 - 15 国語の改良に関すること。
 - 16 ユネスコ活動に関すること。
 - 17 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの推進に関すること。
 - 18 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で生涯学習に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

文化財・博物館課

- 1 文化財の保存及び活用に関し、展示会、講習会その他の催しの主催又はこれへの参加に関する事務を行うこと。
- 2 史跡名勝天然記念物の仮指定、埋蔵文化財の発掘等国の文化財の保存及び活用に関する事務を行うこと。
- 3 道内の文化財（国及び市町村の指定した文化財を除く。）の保存及び活用に関する事務を行うこと。
- 4 美術品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の登録に関する事務を処理すること。
- 5 市町村における文化財に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 埋蔵文化財センターその他の文化財の保存及び活用に関する教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
 - イ 文化財の保存及び活用に関し、指導及び助言を与えること。
 - ウ 文化財保護主事その他の職員を派遣すること。
 - エ その他文化財の保存及び活用に関すること。
- 6 文化財の保存及び活用のための補助に関すること。
- 7 文化財の保存及び活用に関し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及びその他の法律並びに予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- 8 文化財の保存及び活用に関し、援助及び助言を与えること。
- 9 文化財の保存及び活用並びに埋蔵文化財の発掘についての専門的技術的事項に関すること。
- 10 北海道文化財保護審議会に関すること。
- 11 市町村立博物館の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 12 私立博物館（博物館相当施設を含む。）の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えること。
- 13 博物館の登録及び博物館相当施設の指定に関する事務を行うこと。
- 14 北海道立近代美術館、北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館及び北海道立帯広美術館に関すること。
- 15 北海道立北方民族博物館、北海道立文学館及び北海道立釧路芸術館に関し、地方自治法に基づく指定管理者に係る事務及び資料の調査研究等の専門的技術的事項に係る事務を行うこと。
- 16 北海道立埋蔵文化財センターに関し、地方自治法に基づく指定管理者に係る事務を行うこと。
- 17 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で文化財及び博物館に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

幼児教育推進局

幼児教育推進センター

- 1 幼児教育の質の向上に係る調査研究及び企画に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 3 幼児教育施設における教育活動に対する指導及び助言に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼児教育の質の向上に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

学校教育局

高校教育課

- 1 道立の高等学校及び中等教育学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - ア 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
 - イ 生徒の入学、転学及び退学に関すること。
 - ウ 学校経営、組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
 - エ 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
 - オ 教具その他の設備の整備に関すること。
 - カ 授業料その他の費用の徴収及び運営費（実習船の管理運営費を含む。）予算に関すること。
 - キ 校長、教員その他の関係職員の研修に関すること。
 - ク その他管理運営に関すること。
- 2 渡島教育局の行う水産に関する専門教育に関し、指導及び助言を与えること。
- 3 市町村立の高等学校及び中等教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- 4 市町村における高等学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - ア 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号並びにこの項の第5号、第10号及び第19号において同じ。）の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
 - イ 高等学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
 - ウ 校長、教員その他の関係職員の研究会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
 - エ 生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する

- 事務に関し、指導及び助言を与えること。
- オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
- カ 管理運営のための補助に関すること。
- 5 市町村立の高等学校の設備等に関し、産業教育振興法及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- 6 公立の高等学校の入学者の選抜方法及び道立中等教育学校の入学者の選考方法に関すること。
- 7 道立高等学校の入学者の選抜のための学力検査を行うこと。
- 8 道立学校の研究指定校に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 9 学校教育における教育実践の向上に顕著な事績のある学校及び教育関係職員の表彰を行うこと。
- 10 公立の高等学校の生徒の奨学に関すること。
- 11 高等学校教育に関する研究団体の補助に関すること。
- 12 国際交流の推進についての企画及び調整に関すること。
- 13 国際理解教育の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 14 市町村立の専修学校及び各種学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- 15 北海道産業教育審議会に関すること。
- 16 公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関すること。
- 17 道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。
- 18 公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 19 遠隔授業の配信機能の集中化に関すること。
- 20 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で高等学校における教育に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 21 高校教育課担当課長は、高校教育課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
- ア 道立の高等学校及び中等教育学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
- (イ) 授業料その他の費用の徴収に関すること。
- (ウ) 学校の管理運営に係る規程・調査等の調整その他管理運営に関すること。
- イ 市町村立の高等学校及び中等教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
- ウ 市町村における高等学校教育に関し、次に掲げ

る事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。

- (7) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項の第5号において同じ。）の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。

(イ) 管理運営のための補助に関すること。

エ 学校教育における教育実践の向上に顕著な事績のある学校及び教育関係職員の表彰を行うこと。

オ 公立の高等学校の生徒の奨学に関すること。

カ 国際交流の推進についての企画及び調整に関すること。

キ 市町村立の専修学校及び各種学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。

ク 公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関すること。

ケ 道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。

コ 公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

サ 遠隔授業の配信機能の集中化に関すること。

義務教育課

1 市町村立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更等に関する事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。

2 市町村における幼稚園教育、小学校教育及び中学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。

ア 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）及び義務教育学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。

イ 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

ウ 小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

エ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

オ 指導主事その他の職員を派遣すること。

カ 管理運営のための補助に関すること。

- 3 教科書展示会を開催し、道内の学校の教科書の需要数を報告する等の教科書の発行に関する事務を行うこと。
- 4 義務教育諸学校において使用する教科用図書に関し、無償給付及び給与に関する事務を行い、採択に関する指導、助言及び援助を与え、並びに採択地区の設定に関する事務を行うこと。
- 5 道立中等教育学校の前期課程並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の就学困難な児童及び生徒に関し、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）及び予算措置による国の補助に関する事務（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項の規定による補助に関する事務を含む。）を処理すること（健康・体育課の所掌に属するものを除く。）。
- 6 市町村教育委員会並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校における学校改善プランの活用に関する支援に関すること。
- 7 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する研究団体の補助に関すること。
- 8 北海道教科用図書選定審議会に関すること。
- 9 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

特別支援教育課

- 1 道立の特別支援学校に就学する児童生徒等に関し、入学期日を通知し、就学させるべき特別支援学校を指定し、区域外就学の届出を受理する等の就学義務に関する事務を行うこと。
- 2 道立の特別支援学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - ア 整備計画に関すること。
 - イ 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
 - ウ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。
 - エ 学校経営、組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
 - オ 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
 - カ 教具その他の設備の整備に関すること。
 - キ 運営費予算に関すること。
 - ク 校長、教員その他の関係職員の研修に関すること。
 - ケ その他管理運営に関すること。
- 3 市町村立の特別支援学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと（総務政策局

教育政策課の所掌に属するものを除く。）。

- 4 市町村における特別支援教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - ア 特別支援学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
 - イ 特別支援学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
 - ウ 校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
 - エ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
 - オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
 - カ 管理運営のための補助に関すること。
- 5 道立、市町村立及び私立の特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級等の児童及び生徒に関し、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- 6 特別支援教育に関する研究団体の補助に関すること。
- 7 北海道教育支援委員会に関すること。
- 8 北海道立特別支援教育センターに関すること。
- 9 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で特別支援教育に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

教職員育成課

- 1 道立学校職員及び県費負担教職員の育成に関すること。
- 2 学校教育の情報化の推進に関すること。
- 3 教職員研修計画の策定及び研修体系の検証・改善に関すること。
- 4 教職員の計画研修に係る企画及び総合調整に関すること。
- 5 北海道立教育研究所に関すること。

健康・体育課

- 1 道立学校における体育、学校保健及び学校給食に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 体育、学校保健及び学校給食の指導に関し、指導及び助言を与えること。
 - イ 保健管理及び学校給食の実施に関すること。
 - ウ 施設及び設備の整備に関すること（総務政策局施設課の所掌に属するものを除く。）。
 - エ 教諭、養護教諭、栄養教諭その他の関係職員

の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

オ その他体育、学校保健及び学校給食に関すること。

2 市町村における体育、学校保健及び学校給食に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 市町村立学校の施設及び設備の整備に関し、指導及び助言を与えること。

イ 市町村立学校における体育、学校保健及び学校給食の指導に関し、指導及び助言を与えること。

ウ 保健管理の向上及び学校給食の普及充実に関し、指導及び助言を与えること。

エ 教諭、養護教諭、栄養教諭その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

オ 指導主事その他の職員を派遣すること。

カ 体育、学校保健及び学校給食のための補助に関すること。

3 市町村立学校に関し、学校保健安全法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）及び予算措置による国の補助に関する事務（義務教育課の所掌に属するものを除く。）を処理すること。

4 学校における体育、学校保健及び学校給食に関する団体の補助に関すること。

5 北海道学校保健審議会に関すること。

6 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で学校における体育、学校保健及び学校給食に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

高校総体推進課

1 全国高等学校総合体育大会に関する事務をつかさどる。

生徒指導・学校安全課

1 道立学校における生徒指導及び学校安全に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 生徒指導及び学校安全に関し、指導及び助言を与えること。

イ 安全管理の向上及び災害共済給付の実施に関すること。

ウ 校長、教諭、養護教諭その他の関係職員の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

エ その他生徒指導及び学校安全に関すること。

2 市町村における生徒指導及び学校安全に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 市町村立学校における生徒指導及び学校安全に

関し、指導及び助言を与えること。

イ 安全管理の向上及び災害共済給付の実施に関し、指導及び助言を与えること。

ウ 校長、教諭、養護教諭その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

エ 指導主事その他の職員を派遣すること。

オ 生徒指導及び学校安全のための補助に関すること。

3 生徒指導及び学校安全に関する団体の補助に関すること。

2 前3号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で生徒指導及び学校安全に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

ICT教育推進局

ICT教育推進課

1 学校教育の情報化の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

2 教育情報通信ネットワーク及び校務支援システムの管理・運用に関すること。

3 公立の小学校及び中学校並びに道立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び特別支援学校の児童生徒用情報端末を活用した教育活動の推進に関すること。

4 ICT教育推進課担当課長は、ICT教育推進課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。

ア 公立の小学校及び中学校の児童生徒用情報端末を活用した教育活動の推進に関すること。

イ 道立の特別支援学校の児童生徒用情報端末を活用した教育活動の推進に関すること。

教職員局

教職員課

1 道立学校の職員の任免、分限（地方公務員法第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定による休職に限る。次号において同じ。）、服務、人事記録その他の人事に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

2 県費負担教職員の任免、分限等の任命権の行使、服務の監督の技術的な基準に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

3 公立学校の教員の選考検査に関すること。

4 教育の振興に功績のある者の顕彰に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

5 学校職員の評価に関すること。

6 教育職員の免許状及び教育職員検定に関すること。

7 学校の働き方改革に関すること。

8 公立の中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程

を含む。)並びに特別支援学校の中等部及び高等部の部活動に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

- 9 職員団体に関すること。
- 10 職員制度の調査研究に関すること。
- 11 教職員課担当課長は、教職員課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
 - ア 道立学校の職員の服務に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
 - イ 県費負担教職員の服務の監督の技術的な基準に関すること。
 - ウ 学校の働き方改革に関すること。
 - エ 公立の中学校及び高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)並びに特別支援学校の中等部及び高等部の部活動に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 12 教職員課職員制度室においては、教職員課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
 - ア 職員団体に関すること。
 - イ 職員制度の調査研究に関すること。
 - ウ 教育の振興に功績のある者の顕彰に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

教職員事務課

- 1 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の職務の級及び号俸の決定の事務に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 2 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与に関し、昇格その他任命権者としての事務に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 3 教育長の給与並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与の支給に関すること。
- 4 特別職非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の報酬等の支給に関すること。
- 5 道立学校の職員及び県費負担教職員の給与費の負担に関すること。
- 6 電子計算機により前号に掲げる職員等の給与に関する情報の整理、蓄積、解析その他の処理を行い、及びそれらの結果を利用に供すること。
- 7 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の諸手当の支給の認定に関すること。
- 8 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の旅費の支給に関すること。
- 9 教職員事務課担当課長は、教職員事務課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
 - ア 所管機関(道立学校に限る。)の職員及び県費負担教職員の諸手当の支給の認定に関すること。
 - イ 所管機関(道立学校に限る。)の職員及び県費負担教職員の旅費の支給に関すること。

福 利 課

- 1 事務局の職員及び所管機関の職員の保健、厚生及び福

利に関すること。

- 2 県費負担教職員の保健、厚生及び福利に関し、調査し、及び企画し、並びに市町村の教育委員会に対し、指導及び助言を与えること。
- 3 教育関係職員の福祉相談及び労働基準法(昭和22年法律第49号)による貯蓄金の管理を行い、並びに勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)による協力、指導等を行うこと。
- 4 公立学校共済組北海道支部に関すること。
- 5 教育関係職員の厚生及び福利に関し、互助団体に対し指導、助言及び援助を与えること。
- 6 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員並びに道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の災害補償に関すること。
- 7 教育委員会の任命に係る職員であった者の恩給に関する事務を処理すること。

2 高等学校への生徒の就学状況

(1) 入学定員

(単位：人)

区 分		年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中学校卒業生			45,689	44,989	44,255	42,496	40,983
入学定員	国・公立	全日制	35,140	34,260	33,610	32,290	31,050
		定時制	2,320	2,320	2,320	2,320	2,200
		計	37,460	36,580	35,930	34,610	33,250
	私立	11,660	11,574	11,397	11,257	11,207	
	計	49,120	48,154	47,327	45,867	44,457	
中学校卒業生に対する入学定員の比率 (%)			107.5	107.0	106.9	107.9	108.5
公立の募集学級増減数		増	22	15	23	14	17
		減	△ 11	△ 21	△ 29	△ 37	△ 36

(2) 中学校卒業生に対する入学定員、入学者数の推移

年 度	中卒者に対する入学定員の比率 (%)		中卒者に対する入学者数の比率 (%)	
		上昇率	北海道	全国
平成29年度	107.5	-1.0	97.2	96.4
平成30年度	107.0	-0.5	96.5	96.3
令和元年度	106.9	-0.1	96.5	95.9
令和2年度	107.9	1.0	95.9	95.6
令和3年度	108.5	0.6	95.3	95.5

(3) 公立高等学校等入学者選抜状況

(単位：人)

区 分	令和3年度 (令和3年3月実施)			令和4年度 (令和4年3月実施)		
	募集人員	受検者	合格者	募集人員	受検者	合格者
全日制	31,090	29,057	26,272	30,890	29,419	26,393
定時制	2,010	869	830	1,970	964	860
計	33,100	29,926	27,102	32,860	30,383	27,253

3 公立高等学校生徒への学資金貸付事業の概要

区 分		貸付人数 (人)	貸付金額 (千円)	備 考
(公財)北海道高等学校奨学会奨学金	学年進行による貸付	370	96,335	貸付月額 25,000円 20,000円 15,000円 10,000円 から選択制
	新規貸付	131	35,390	
	計	501	131,725	
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費	学年進行による貸付	31	4,690	貸付月額 14,000円
	新規貸付	28	3,766	
	計	59	8,456	

4 特別支援教育の対象児童生徒の就学状況

区 分	就学者数（人）		
	特別支援学校	特別支援学級	計
視覚障害	115	48	163
聴覚障害	198	74	272
知的障害	5,081	5,878	10,959
肢体不自由	625	255	880
身体虚弱・病弱	30	365	395
言語障害	0	584	584
情緒障害	0	9,860	9,860
合計	6,049	17,064	23,113

5 特別支援教育就学奨励費の概要

（単位（人数）：人、単位（金額）：千円）

区 分	教科用 図書 購入費	学校 給食費	交 通 費				現場 実習費	交流 学習費	寄宿舎居住に伴う経費			
			通学費		帰省費				寝具 購入費	日用品等 購入費	食費	
			本人	付添人	本人	付添人						
幼稚部	人数	0	34	34	30	2	2	0	0	2	2	2
	金額	0	1,298	1,522	684	70	53	0	0	8	26	59
小学部	人数	0	1,104	905	668	172	109	0	4	13	58	77
	金額	0	51,610	10,438	10,155	2,768	3,153	0	1	52	2,789	6,526
中学部	人数	0	734	513	314	233	151	15	0	37	95	115
	金額	0	40,641	6,438	4,456	4,306	3,713	5	0	168	3,445	10,141
高等部 (本・別)	人数	1,853	3,089	1,892	324	2,552	178	1,571	2	360	995	1,240
	金額	26,149	162,016	93,852	4,181	78,665	6,939	6,523	1	1,729	25,515	123,729
高等部 (専)	人数	29	30	4	0	21	0	2	0	0	14	21
	金額	3,391	1,783	180	0	2,856	0	1	0	0	799	2,629
計（金額）	29,540	257,348	112,430	19,476	88,665	13,858	6,529	2	1,957	32,574	143,084	

区 分	修 学 旅 行 費						職場 実習費 (宿泊費)	学用品 購入費	新入学児 童生徒学 用品費等	ICT機器 加算分	オンライン 学習 通信費	計	
	修学旅行費		校外活動費		宿泊生活訓練費								
	本人	付添人	本人	付添人	本人	付添人							
幼稚部	人数	0	0	14	5	0	0	0	31	0	0	0	158
	金額	0	0	12	4	0	0	0	189	0	0	0	3,925
小学部	人数	166	8	359	16	0	0	0	1,044	165	0	1	4,869
	金額	2,889	103	2,250	98	0	0	0	8,156	5,467	0	10	106,465
中学部	人数	220	3	294	19	0	0	0	704	216	0	2	3,665
	金額	7,283	68	3,017	70	0	0	0	8,861	7,456	0	9	100,077
高等部 (本・別)	人数	828	10	1,076	11	0	0	84	2,578	939	1,743	9	21,334
	金額	48,999	489	6,750	112	0	0	485	43,362	44,558	69,311	44	743,409
高等部 (専)	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	121
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,639
計（金額）	59,171	660	12,029	284	0	0	485	60,568	57,481	69,311	63	965,515	

6 学校給食の実施概況

(1) 学校給食実施状況

区分 種別	学校総数	在学児童・生徒数	給食区分	実施学校数	実施率	在学児童・生徒数	実施率
	校	人		校	%	人	%
小学校	978	230,338	完全給食	952	97.3	229,340	99.5
			補食給食	8	0.8	515	0.2
			ミルク給食	8	0.8	467	0.2
			計	968	99.0	230,322	99.9
中学校	562	119,467	完全給食	546	97.2	118,923	99.5
			補食給食	4	0.7	294	0.2
			ミルク給食	6	1.1	222	0.2
			計	556	98.9	119,439	99.9
合計	1,540	349,805	完全給食	1,498	97.3	348,263	99.5
			補食給食	12	0.7	809	0.2
			ミルク給食	14	0.9	689	0.2
			計	1,524	99.0	349,761	99.9

(注) 中学校は、中等教育学校前期課程を含む。

(2) 管内別学校給食実施状況

(小学校)

種別 局名	学校 総 数	在 学 児 童 数	完全給食				補食給食		ミルク給食		合 計				未 実 施 校 数
			学 校 数	児 童 数	共同調理場		学 校 数	児 童 数	学 校 数	児 童 数	学 校 数	実 施 率	児 童 数	実 施 率	
					学 校 数	児 童 数									
空知	57	10,663	57	10,663	55	9,857	0	0	0	0	57	100	10,663	100	0
石狩	262	110,332	259	110,319	62	21,069	0	0	0	0	259	98.8	110,319	99.9	3
後志	57	7,830	57	7,830	51	6,660	0	0	0	0	57	100	7,830	100	0
胆振	69	16,974	68	16,974	68	16,974	0	0	0	0	68	98.5	16,974	100	1
日高	26	2,923	24	2,740	12	1,615	0	0	2	183	26	100	2,923	100	0
渡島	83	14,999	81	14,999	75	12,780	0	0	0	0	81	97.5	14,999	100	2
檜山	20	1,229	12	750	12	750	6	401	2	78	20	100	1,229	100	0
上川	114	20,946	109	20,776	66	10,958	0	0	3	170	112	98.2	20,946	100	2
留萌	17	1,688	14	1,538	9	1,241	2	114	1	36	17	100	1,688	100	0
宗谷	35	2,604	35	2,604	30	2,485	0	0	0	0	35	100	2,604	100	0
林-ㇿ	77	11,848	76	11,845	52	5,874	0	0	0	0	76	98.7	11,845	99.9	1
十勝	86	16,161	86	16,161	74	13,760	0	0	0	0	86	100	16,161	100	0
釧路	53	8,816	52	8,816	48	8,685	0	0	0	0	52	98.1	8,816	100	1
根室	22	3,325	22	3,325	22	3,325	0	0	0	0	22	100	3,325	100	0
合計	978	230,338	952	229,340	636	116,033	8	515	8	467	968	99.0	230,322	99.9	10

(注) 表中の完全給食のうち、共同調理場分の数字は完全給食の内数である。

(中学校)

局名	種別	学校総数	在学生徒数	完全給食				補食給食		ミルク給食		合計				未実施校数
				学校数	生徒数	共同調理場		学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	実施率	生徒数	実施率	
						学校数	生徒数									
空知		39	5,736	39	5,736	38	5,422	0	0	0	0	39	100	5,736	100	0
石狩		138	55,243	135	55,225	37	11,168	0	0	0	0	135	97.8	55,225	99.9	3
後志		36	4,190	36	4,190	31	3,530	0	0	0	0	36	100	4,190	100	0
胆振		44	9,155	44	9,155	44	9,155	0	0	0	0	44	100	9,155	100	0
日高		15	1,569	14	1,489	8	852	0	0	1	80	15	100	1,569	100	0
渡島		38	7,900	38	7,900	38	7,900	0	0	0	0	38	100	7,900	100	0
檜山		10	648	6	379	6	379	3	236	1	33	10	100	648	100	0
上川		60	11,172	57	11,084	49	10,112	0	0	3	88	60	100	11,172	100	0
留萌		12	894	9	815	6	663	1	58	1	21	11	91.6	894	100	1
宗谷		22	1,426	22	1,426	18	1,342	0	0	0	0	22	100	1,426	100	0
林-ツ		46	6,163	45	6,153	41	5,733	0	0	0	0	45	97.8	6,153	99.8	1
十勝		48	8,585	48	8,585	42	7,190	0	0	0	0	48	100	8,585	100	0
釧路		36	4,928	35	4,928	32	4,809	0	0	0	0	35	97.2	4,928	100	1
根室		18	1,858	18	1,858	18	1,858	0	0	0	0	18	100	1,858	100	0
合計		562	119,467	546	118,923	408	70,113	4	294	6	222	556	98.9	119,439	99.9	6

(注) 表中の完全給食のうち、共同調理場分の数字は完全給食の内数である。

(3) へき地学校給食実施状況

種別	区分	学校総数	在学児童・生徒数	給食区分	実施学校数	実施率	在学児童・生徒数	実施率
小学校		268	18,309	完全給食	258	96.3	17,816	97.3
				補食給食	3	1.1	120	0.7
				ミルク給食	7	2.6	373	2.0
				計	268	100	18,309	100
中学校		156	10,049	完全給食	151	96.8	9,810	97.6
				補食給食	1	0.6	26	0.3
				ミルク給食	4	2.6	213	2.1
				計	156	100	10,049	100
合計		424	28,358	完全給食	409	96.5	27,626	97.4
				補食給食	4	0.9	146	0.5
				ミルク給食	11	2.6	586	2.1
				計	424	100	28,358	100

(4) 学校給食施設設備状況

学校施設環境改善交付金	交 付 実 績		設置者数	箇所数
	施設総事業費	交付金額		
学校給食施設の新增築 (単独校調理場)	千円 495,730	千円 122,076	市町村 2	箇所 7
学校給食施設の新增築 (共同調理場)	109,218	29,314	3	3
学校給食施設の改築 (単独校調理場)	168,124	41,252	2	3
学校給食施設の改築 (共同調理場)	722,375	144,003	4	4
計	1,495,447	336,645	11	17

(注) 道立学校及び市町村立高等学校に係わる整備費を除く。

(5) 夜間定時制高等学校給食実施状況(道立、市町村立)

区 分	総 数	完全給食	補食給食	計	未実施
学校数	34校	32校 (94.1%)	2校 (5.9%)	34校 (100%)	0校 (0.0%)
生徒数	1,822人	1,179人 (64.7%)	36人 (2.0%)	1,215人 (66.7%)	607人 (33.3%)

(注) 給食実施数は申出による人数である。(未実施数には未申出者を含む。)

7 令和3年度（2021年度）研究指定校等一覧

(1) 文部科学省研究指定校等

[教育課程研究指定校事業（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校等における教育課程及び指導方法等について調査研究を行い、もって学校における学習指導の改善充実及び教育課程の基準の改善等に資する。	R2～R3	七飯高校（国語） 稚内高校（公民） 札幌北高校、釧路江南高校（総合的な探究の時間） 浦河高校（特別活動）

[教育課程実践検証協力校事業（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校等において、幼児児童生徒が学習に取り組む様子の観察等を通じて、学習指導上の様々な実践を客観的に検証することや全国的な学力調査等と学習の実施状況を相補的に捉えることにより、教育課程の基準の改善充実等に必要となる情報の収集等を行うことを目的とする。	R3	俱知安高校（英語） 松前高校（総合的な探究の時間）

[スーパーサイエンスハイスクール（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
高等学校及び中高一貫教育校における先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力及び技能並びに科学的思考力、判断力及び表現力を培い、もって、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図る。	H29～R3	北見北斗高校
	H30～R4	釧路湖陵高校
	R元～R5	滝川高校
	R2～R6	札幌啓成高校 函館中部
	R3～R7	旭川西高校

[地域との協働による高等学校教育改革推進事業（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
高等学校等と市町村、高等教育機関、産業界等が協働してコンソーシアムを構築し、高等学校等における地域課題の解決等の探究的な学びを通して、未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けるとともに、地域への課題意識や貢献意識をもち、将来、地域ならではの新しい価値を創造し、新たな時代を地域から分厚く支えることのできる人材の育成を図る。	R元～R3	登別明日中等教育学校（グローバル型 指定校） 稚内高校、湧別高校（地域魅力化型 アソシエイト校）

[がんの教育総合支援事業（健康・体育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
がん教育に関する教職員及び外部講師の質の向上や指導方法の充実を中心に、がん教育を推進する。	R3	函館市立深堀中学校 北海道松前高等学校

[オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（健康・体育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
オリンピック・パラリンピック教育を通じて、国際的な視野や共生の視点に立ったスポーツの価値や効果などの理解を深め、国際的な視野をもって世界の平和に向けて貢献できる人材の育成を図る。	R3	留寿都村立留寿都小学校 留萌市立東光小学校 日高町立富川小学校 幌延町立問寒別小学校 木古内町立木古内小学校 釧路市立朝陽小学校 江差町立江差中学校 中標津町立中標津東小学校

[研究開発学校（高校教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
小規模校や離島の高校の教育水準の維持向上を図るため、全日制及び定時制課程高校におけるメディアを利用して行う遠隔授業の対面により行う授業時数を緩和した単位認定の在り方並びに指導方法についての研究開発を行う。	H29～R3	夕張高校 平取高校 南茅部高校 下川商業高校 豊富高校 礼文高校 常呂高校 阿寒高校 寿都高校 有朋高校（協力校）

(2) 北海道教育委員会研究指定校等

【専門高校フューチャープロジェクト（高校教育課）】

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
将来の本道産業を支える人材を育成するため、農業高校と工業高校が大学や企業等と連携し、地域産業の課題解決に必要な資質・能力を育成するための実践研究を行い、成果を全道に広く普及することにより、本道における実践的な職業教育の充実を図る。	R2～R4	岩見沢農業高校	札幌工業高校

【就職指導の改善に関する研究（高校教育課）】

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
今日的な就職指導に当たっては、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質・能力の育成が必要であることから、実践研究校を指定し、社会や職業への円滑な移行に向けた調査研究を行い、高等学校における就職指導の改善・充実を図る。	R3	芦別高校 伊達開来高校 静内農業高校	美深高校 遠別農業高校 標津高校

【地域医療を支える人づくりプロジェクト事業（高校教育課）】

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
将来における本道の地域医療を支える人材を育成するため、医学部への進学を目指す道立高等学校の生徒に対して、地域医療の現状や医師という職業への理解を深める機会を提供し、地域医療を担う使命感を育成するとともに、教育課程や指導方法の改善・充実を図ることにより、進路希望の実現に向けた効果的な学習支援に努め、もって本道の高等学校教育全体の活性化に資する。	R3～R5	岩見沢東高校 室蘭栄高校 函館中部高校 北見北斗高校 釧路湖陵高校	小樽湖陵高校 苫小牧東高校 旭川東高校 帯広柏葉高校

【高等学校における特別支援教育支援員配置事業（高校教育課）】

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
高等学校における特別支援教育の充実を図るため、発達障がいのある教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する道立高等学校に特別支援教育支援員を配置する。	R3	岩見沢東高校 恵庭南高校（定時制） 追分高校 旭川北高校（定時制） 清里高校 帯広柏葉高校	千歳北陽高校 穂別高校 旭川西高校 名寄高校 訓子府高校 阿寒高校

【北海道高等学校「未来を切り拓く資質・能力を育む高校教育推進事業」（高校教育課）】

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
新学習指導要領の実施に向け、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するため、生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」の実現を図る。	R元～R3	【総合的な探究の時間推進プロジェクト モデル校事業】 札幌南高校 【総合的な探究の時間推進プロジェクト プロジェクト研究事業】 札幌西陵高校 蘭越高校 伊達開来高校 芽室高校 大樹高校	
	R2～R3	【学びの重点化推進プロジェクト】 札幌北陵高校 苫小牧南高校 名寄高校 上士幌高校	

【小規模総合学科等の高校魅力化推進事業（高校教育課）】

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
小規模となった総合学科設置校、単位制導入校及び連携型中高一貫教育導入校等が実施する高校の魅力化に向けた取組を支援し、これらの高校の教育環境の充実を図るとともに、その成果の普及を図ることにより、本道の高校教育全体の活性化に資する。	R3	美唄尚栄高校 浦河高校 池田高校 留辺蘂高校 岩見沢西高校 登別青嶺高校 湧別高校 羅臼高校	余市紅志高校 檜山北高校 標茶高校 斜里高校 音更高校 鶴川高校 鹿追高校

[学校力向上に関する総合実践事業（実践指定校）（義務教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名	
管理職のリーダーシップの下で学校改善を推進し、実践成果を普及・啓発するシステムを構築する。	R3	芦別市立芦別小学校 芦別市立上芦別小学校 芦別市立芦別中学校 芦別市立啓成中学校 美唄市立東小学校 美唄市立中央小学校 美唄市立東中学校 美唄市立美唄中学校 石狩市立石狩中学校 石狩市立石狩八幡小学校 石狩市立生振小学校 北広島市立東部中学校 北広島市立東部小学校 北広島市立北の台小学校 小樽市立稲穂小学校 小樽市立花園小学校 小樽市立西陵中学校 小樽市立菁園中学校 俱知安町立俱知安中学校 俱知安町立俱知安小学校 俱知安町立北陽小学校 登別市立幌別小学校 登別市立幌別西小学校 登別市立幌別東小学校 登別市立幌別中学校 登別市立西陵中学校 伊達市立伊達小学校 伊達市立東小学校 伊達市立伊達中学校 浦河町立堺町小学校 浦河町立浦河小学校 浦河町立浦河第一中学校 えりも町立えりも小学校 えりも町立笛舞小学校 えりも町立えりも岬小学校 えりも町立庶野小学校 えりも町立えりも中学校 函館市立桔梗小学校 函館市立中央小学校 函館市立北美原小学校 函館市立昭和小学校 函館市立亀田中学校 函館市立駒場小学校 函館市立深堀小学校 函館市立柏野小学校 函館市立深堀中学校 七飯町立七重小学校 七飯町立藤城小学校 七飯町立峠下小学校 七飯町立七飯中学校 厚沢部町立厚沢部小学校 厚沢部町立館小学校 厚沢部町立鶉小学校 厚沢部町立厚沢部中学校	旭川市立大有小学校 旭川市立近文小学校 旭川市立北光小学校 旭川市立北門中学校 名寄市立名寄中学校 名寄市立名寄南小学校 名寄市立智恵文小学校 名寄市立名寄西小学校 名寄市立智恵文中学校 名寄市立名寄東中学校 名寄市立名寄小学校 名寄市立風連中央小学校 名寄市立名寄小学校 名寄市立名寄東小学校 名寄市立風連中学校 留萌市立留萌小学校 留萌市立港北小学校 留萌市立港南中学校 稚内市立稚内南小学校 稚内市立稚内中央小学校 稚内市立稚内港小学校 稚内市立稚内南中学校 中頓別町立中頓別小学校 浜頓別町立浜頓別小学校 中頓別町立中頓別中学校 浜頓別町立浜頓別中学校 網走市立網走小学校 網走市立潮見小学校 網走市立南小学校 網走市立第一中学校 網走市立第三中学校 北見市立三輪小学校 北見市立西小学校 北見市立光西中学校 大樹町立大樹小学校 広尾町立広尾小学校 広尾町立豊似小学校 大樹町立大樹中学校 広尾町立広尾中学校 帯広市立広陽小学校 帯広市立啓西小学校 帯広市立西陵中学校 釧路市立清明小学校 釧路市立湖畔小学校 釧路市立武佐小学校 釧路市立青陵中学校 鶴居村立鶴居中学校 鶴居村立鶴居小学校 鶴居村立幌呂小学校 鶴居村立下幌呂小学校 鶴居村立幌呂中学校 別海町立別海中央小学校 別海町立中西別小学校 別海町立別海中央中学校

※太字は中核校（加配校）

[北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業（実践校）（義務教育課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
総合的な学習の時間において、郷土に対する愛着等をはぐくむ教育の充実を図る。	R3	岩見沢市立栗沢中学校 千歳市立祝梅小学校 白老町立虎杖小学校 平取町立二風谷小学校 松前町立大島小学校 士別市立士別小学校 北見市立相内小学校 幕別町立白人小学校 弟子屈町立和琴小学校 江別市立江別第三中学校 余市町立東中学校 伊達市立光陵中学校 新冠町立新冠中学校 函館市立上湯川小学校 今金町立種川小学校 比布町立比布中学校 枝幸町立目梨泊小学校 湧別町立湧別小学校 鹿追町立笹川小学校 釧路市立興津小学校 浜中町立散布中学校 根室市立北斗小学校 由仁町立由仁小学校 当別町立西当别中学校 赤井川村立赤井川中学校 安平町立追分小学校 知内町立知内小学校 剣淵町立剣淵小学校 留萌市立緑丘小学校 網走市立呼人中学校 帯広市立清川中学校 標茶町立標茶小学校 中標津町立計根別学園

[特別支援学校 ICT 就労促進事業（特別支援教育課）] ※新規

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
知事部局・民間団体と連携し、社会のデジタル化に対応するための情報技術習得に向けた取組を通して、卒業後の職域の拡大や居住地によらない職業選択等が可能となることにより、全ての生徒が活躍できる共生社会の実現に資する。	R3	札幌あいの里高等支援学校 手稲養護学校三角山分校 札幌視覚支援学校 岩見沢高等養護学校 高等聾学校

[ICTを活用した学びのDX事業（ICT教育推進課）]

事業の概要・趣旨	指定年度	学 校 名
国のGIGAスクール構想を踏まえて整備される学習者用端末等のICT環境を活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するため、道教委の「ICT活用授業指針」に基づき、その取組及び成果を全道に普及する。	R3	函館市立あさひ小学校 旭川市立朝日小学校 帯広市立北栄小学校 帯広市立花園小学校 旭川市立緑ヶ丘中学校 北海道札幌手稲高等学校 北海道富川高等学校 北海道旭川東高等学校 北海道清里高等学校 北海道根室高等学校 北海道鷹栖養護学校 北海道網走養護学校 函館市立北昭和小学校 旭川市立神楽岡小学校 帯広市立光南小学校 旭川市立春光台中学校 北海道夕張高等学校 北海道小樽桜陽高等学校 北海道上磯高等学校 北海道枝幸高等学校 北海道鹿追高等学校 北海道星置養護学校ほしみ高等学園 北海道旭川養護学校

8 道立学校職員、県費負担教職員の人事異動の概況

(1) 新採用

(小・中学校)

区分	種別 教科	小 学 校					中 学 校												合計		
		教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	計	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	家庭	英語	技術	養護教諭	栄養教諭		事務職員	計
4.5.1現在		326	31	8	19	384	28	20	30	38	16	9	22	9	39	5	31	0	8	255	639

(高等学校)

区分	教科	国語	数学	社会	理科	保健	音楽	英語	家庭	農業	工業	商業	水産	看護	美術	情報	福祉	養護教諭	計
4.5.1現在		12	12	15	8	12	8	21	10	10	9	2	3	2	1	1	2	9	137

(特別支援学校)

区分	学部等	小中 学部	高 等部	自立 活動	栄養 教諭	養護 教諭	計
4.5.1現在		97			3	6	106

(2) 転任

(小・中学校)

区分	異動態様	小・中学校間					へき地・非へき地間				計
		小～小	小～中	中～中	中～小	計	へ～へ	へ～非	非～へ	非～非	
4.5.1現在		2,404	154	1,313	170	4,041	791	583	502	2,165	4,041

区分	異動態様	郡部・市部間						全道異動			
		郡～郡	郡～市	市～郡	市～市	同一町村内	同一市内	計	管内	全道	計
4.5.1現在		840	618	612	771	214	986	4,041	3,757	284	4,041

(高等学校)

異動前	異動後	特A群	A群	B群	C群	D群	特D群	計
A群		160	43	14	19	11	2	249
B群		38	39	34	30	10	0	151
C群		35	38	31	23	10	2	139
D群		13	23	16	25	9	1	87
特D群		4	2	1	0	1	0	8
4.5.1現在		250	145	96	97	41	5	634

(特別支援学校)

異動前	異動後	A群	B群	C群	計
A群		45	47	29	121
B群		50	33	28	111
C群		40	41	38	119
4.5.1現在		135	121	95	351

(3) 退職（令和3年度（2021年度）末）

種別	区分	普通	傷病	定年	勸奨	道外転出	その他	計
小学校		107	0	365	80	44	0	596
中学校		81	0	210	35	32	0	358
高等学校		38	0	314	21	10	0	383
特別支援学校		32	0	101	18	3	0	154

9 教職員の研修

(1) 教職員育成課所管の研修

名称	目的	期間	会場(派遣先)	参加人員	備考
教職員等中央研修	教育改革の最新動向や適切な学校運営、学校組織マネジメント等の重要課題に関する高度な知識等を習得し、各地域において中心的な役割を担う校長・副校長・教頭等の教職員の育成を図る。	4月～3月	オンライン	295人	
学校運営研修	新任教務主任のほか、教務・研修を推進する教諭に対し、講義や協議、演習を通じて、教育計画の立案を含むカリキュラム・マネジメントに関する実践的な研修を行い、学校運営の中核となる教員として必要な資質能力の向上を図る。	6月1日～7月12日 (1～2日間)	全道9会場 (オンライン含)	347人	
高等学校教育課程研究協議会	高等学校及び特別支援学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、各教科等における教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力の向上を図る。	手引作成会議	7月20～21日	札幌市	113人
		指導助言者研究協議会	8月20日	札幌市ほか	101人
		研究協議会	12月10日	全道4会場	271人
高等学校産業教育実技講座	産業教育を担当する教諭に対し、協議や実技等を通じて、教科実習等の指導方法に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	工業	8月4～6日	旭川高等技術専門学校	9人
		商業	10月5～6日	道立研究所附属情報処理教育センター	10人
		農業	12月2～3日	酪農学園大学	7人
高等学校産業教育長期実技研修	産業教育を担当する教諭を大学及び産業に関する研究機関等に派遣し、各機関の指導のもとに研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	水産	7月～1月 (18日間)	標津サーモン科学館	1人
		看護	3月 (2日間)	砂川市立病院附属看護専門学校 北海道大学病院	1人
生徒指導研究協議会	生徒指導上の諸課題に関する研究協議を行い、学校、家庭及び地域社会が連携協力した取組の充実を図るとともに、教員の実践的指導力の向上を図る。	6月～3月の期間 (1日間)	オンライン	650人	
進路指導対策会議	高等学校、特別支援学校における進路指導上の諸問題について研究協議し、進路指導の充実を図る。	4月22日	14管内 (オンライン含)	93人	
大学院研修派遣	教員を大学院及び教職大学院に派遣し、各地域や学校における指導的役割を果たすことのできる確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けた教員を育成することを通して、北海道の教育の充実を図る。	1～2年間	筑波大学大学院 北海道教育大学 教職大学院	16人	新規のみ

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
初任段階教員研修	採用1年目から5年目までの教諭等に対し、学習指導や学級経営、地域との連携、生徒指導等に関する研修を行い、初任段階教員としての資質能力の向上を図る。	4月1日～3月31日	14管内 (オンライン含)	3,933人	
特別支援教育担当教員長期派遣	特別支援学校の中堅教員を特別支援教育の研究機関に派遣し、各地域や学校における指導的役割を果たすことのできる確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けた教員を育成することを通して、北海道の教育の充実を図る。	4月1日～3月31日 (1年間)	筑波大学特別支援教育連携推進グループ	1人	
特別支援教育教育課程研究協議会	特別支援学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、特別支援学校における教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	手引執筆会議	9月13～15日	札幌市	12人
		指導助言者研究協議会	11月11～12日	札幌市	18人
		研究協議会	12月1～2日	オンライン	257人
小学校教育課程編成協議会	小学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	9月～12月	オンライン	459人	
中学校教育課程編成協議会	中学校の教諭等に対し、講義、協議、演習等を通じて、教育課程の編成等に関する研修を行い、実践的指導力等の向上を図る。	9月～12月	オンライン	437人	
幼児教育初任保育者研修	幼児教育施設の初任保育者を対象に、幼児教育に関する基礎的、基本的な内容について研修を行い、指導力の向上を図る。	5月～3月	オンライン	599人	オンデマンド形式による研修も含
幼児教育施設長研修	施設長に対し、施設運営、教育指導上の諸問題について、講義等を行い、幼児教育の充実を図る。	7月～9月	オンライン	60人	オンデマンド形式による研修も含
幼児教育中堅保育者資質向上研修	在職期間が10年に達した者のほか、在職期間が7年に達した保育者で、任命権者又は保育者が所属する幼児教育施設の長が対象として適当と認められた者に対し、幼児教育に関する様々な教育課題等について、個々の能力、適性等に応じた研修を行い、指導力の向上を図る。	9月～3月	オンライン	150人	オンデマンド形式による研修も含
新任校長・副校長・教頭研修	新任の管理職に対し、講義や協議、演習等を通じて、組織マネジメント、危機管理、人材育成等に関する実践的な研修を行い、管理職として必要な資質能力の向上を図る。	5月～7月	札幌市	444人	

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
教員長期社会体験研修	教員を民間企業、社会福祉施設、社会教育施設等の学校以外の施設に長期間派遣し、社会の構成員としての視野を広げることを通じて、教員の育成を図る。	4月～3月	全道企業・施設	3人	
中堅教諭等資質向上研修	在職期間が原則10年に達した中核的な役割が期待される教諭等に対し、講義や協議、演習等を通じて、カリキュラム・マネジメント等に関する実践的な研修を行い、中堅教員として必要な資質能力の向上を図る。	5月～2月	14管内 (オンライン含)	668人	
公立小・中学校新採用事務職員研修	市町村立学校の新採用事務職員に対し、職務遂行に必要な事項に関する基礎的な内容等について研修を行い、学校事務職員としての心構え及び学校事務の基礎的な能力の育成を図る。	8月～9月	オンデマンド	44人	
公立小・中学校現任事務職員研修	小・中学校の現任の事務職員を対象として、総務・財務に関する事務や校務運営への参画等に関する研修を行い、事務職員の資質の向上を図る。	10月～11月 (1日間)	全道2会場	47人	
公立小・中学校事務主任・事務主幹研修	小・中学校の事務主任・事務主幹を対象として、総務・財務に関する事務や校務運営への参画、人材育成等に関する研修を行い、事務主任・事務主幹の資質の向上を図る。	9月22日	オンライン	127人	

(2) 生徒指導・学校安全課所管の研修

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
学校安全推進会議	教職員等に対し、安全教育・安全管理に関する取組について協議等を行い、安全教育等の充実を図る。	8月～2月	11管内 (オンライン)	390人	
学校安全教室	学校における安全教育の充実のため、講義及び実技講習を行い、教職員の資質・能力の向上を図る。	10月19日～11月9日	3管内 (オンライン)	144人	
ネットパトロール講習会等指導者養成研修会	教諭等に対し、学校等におけるネットパトロールに関する研修を行い、各地域の講習会や保護者向け学習会の講師を養成する。	6月8日	14管内 (オンライン)	58人	
被災地域の学校支援に関する研修会	道内において大規模災害が発生した場合に備え、学校の早期再開支援の方法や体制づくりについて理解を深める。	1回目	14管内 (オンライン)	85人	
		2回目		86人	

(3) 健康・体育課所管の研修

[学校体育担当教員]

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
武道講習会	保健体育における武道に関する講習を実施し、教員の指導力の向上を図り、安全で円滑な武道授業の充実に資する。	8月～9月	オンライン	76人	

[学校保健・安全担当教員]

名称	目的	期間	会場（派遣先）	参加人員	備考
初任段階養護教諭研修（1年次）	新たに採用した養護教諭に対し、養護教諭の職務や役割などの基礎的、基本的な内容についての研修を行い、養護教諭の資質能力の向上を図る。	7月20日 7月27日 7月28日 7月29日	札幌市 （オンライン含）	65人	オンデマンド形式による研修
		5月～8月 12月～2月			
初任段階養護教諭等研修（2年次）	初任段階養護教諭として必要な資質能力の育成・向上が図られるよう、オンデマンドによる先輩養護教諭の職務の視聴等を通じて、保健室経営や健康課題の解決に向けた取組等に関する実践的な研修を行う。	1月～3月		72人	オンデマンド形式による研修
初任段階養護教諭研修（3年次）	在職期間が2年に達した養護教諭に対し、講義、協議などを通じて、組織の一員として果たすべき役割などを学ぶ研修を行い、養護教諭としての実践的指導力の向上を図る。	12月16～17日	オンライン	115人	
初任段階養護教諭研修（4年次）	在職期間が4年に達した養護教諭に対し、これまでの振り返りと取組の改善等に関する研修を行い、初任段階養護教諭として必要な資質能力の向上を図る。	7月20日 7月27日 7月28日 7月29日	渡島教育局 空知教育局 十勝教育局 上川教育局	12人	
		12月16～17日			
初任段階養護教諭等研修（5年次）	在職期間が5年に達した養護教諭に対して、保健教育、保健管理及び組織活動に関する研修を行い、養護教諭の資質能力の向上を図る。	11月10日 11月11日 11月15日 11月19日	上川教育局 胆振教育局 十勝教育センター 第二水産ビル	67人	オンデマンド形式による研修
		10月～2月			
中堅養護教諭等資質向上研修	個々の能力、適正等に応じて、学校保健活動の事項に関する実践的な研修を行い、中堅養護教諭として必要な資質能力の向上を図る。	4月～12月		37人	オンデマンド形式による研修
健康教育研修会	教職員及び地域の保健関係者の健康課題（性、薬物乱用、アレルギー、新型コロナウイルス感染症等）に関する知識や理解を深めるとともに、養護教諭の資質向上と学校における健康教育の充実に資する。	11月18日	上川総合振興局 （オンライン含）	157人	
がん教育研修会	教職員及び外部講師等が、がん教育の意義や効果的な指導方法、がんについての正しい知識及び学校と外部講師との連携の在り方などについて理解を深め、学校におけるがん教育の充実に資する。	12月22日	北見市民会館 （オンライン含）	101人	
現職教育講座派遣	（独）教職員支援機構等主催の研修等に教員を派遣し、その資質の向上を図る。	11月	オンライン	3人	